

高松市障害者施策推進懇談会設置要綱

(設置)

第1条 本市における障害者に関する施策の推進等に当たり、広く市民の意見を聴くため、高松市障害者施策推進懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

(組織)

第2条 懇談会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 障害者団体等の関係者

(3) 福祉・医療関係者

(4) 市民団体の代表者

(5) 前各号に掲げる者のほか、障害者福祉に関し見識を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 懇談会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(幹事)

第6条 懇談会に幹事を置き、健康福祉局長、福祉事務所長、障がい福祉課長及び総合教育センター所長をもって充てる。

2 幹事は、会議に出席し、意見等を述べることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、健康福祉局障がい福祉課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(高松市障害者計画推進懇談会設置要綱及び高松市障害福祉計画策定懇談会設置要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 高松市障害者計画推進懇談会設置要綱(平成7年9月1日施行)

(2) 高松市障害福祉計画策定懇談会設置要綱(平成18年4月1日施行)

(招集の特例)

3 この要綱による最初の懇談会の会議は、第5条の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、改正後の第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。